

# 新守谷駅周辺土地区画整理組合第3回総会次第

1. 開会の辞

2. 組合理事長挨拶

3. 総会議長選出

4. 法定要件報告

5. 議事録署名人選出及び書記任命

6. 報告事項

第1号報告 組合活動報告について

第2号報告 工事工程について

7. 承認事項

第1号承認 令和7年度収支決算書について

8. 【追加】議決事項

第1号議案 損失補償基準（案）第3条補償額算定時期の変更について

9. 質疑応答

10. 閉会



**【追加】** 議決事項

第1号議案 損失補償基準（案）第3条補償額算定期限の変更について

新守谷駅周辺土地区画整理組合 損失補償基準（案）抜粋

（補償額算定の時期）

第3条 損失の補償額は契約締結時の価格によって算定するものとし、その後の価格の変動による差額については、追加払いはしないものとする。

《変更前》

第3条 損失の補償額は契約締結時の価格によって算定するものとし、その後の価格の変動による差額については、追加払いはしないものとする。

《変更後》

第3条 損失の補償額は2023年積算当時の価格によって算定するものとし、その後の価格の変動による差額については、追加払いはしないものとする。